

第7章

特殊災害対策計画

第7章 特殊災害対策計画

第1節 地すべり・がけ崩れ等防災対策計画

1 目的

この計画は、地すべり・がけ崩れ等の災害危険区域（地すべり危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険区域）における住民の生命、身体及び財産を保護するため、当該災害危険区域による災害予防対策について定めることを目的とする。

2 災害予防

(1) 危険区域

「第4章 第1節 災害危険区域及び整備計画」別表6地すべり・がけ崩れ等危険区域及び別表7土石流危険区域

(2) 情報の収集及び伝達方法

① 伝達を要する気象警報、各種情報等の種類

特別警報：暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報

警報：暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報

気象情報：記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報

② 警報及び各種情報の伝達

気象警報及び各種情報の伝達は、「第3章 第1節 別図1 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等伝達系統図」に基づき、防災行政無線、電話、広報車等により行う。

(3) 各地域、住民、事業所等ごとの対応

各地域の町内会長及び住民、事業者等は、町長より伝達された気象警報、情報等について十分危険性を認識するとともに、必要に応じ地域の自治会・町内会等の組織を活用して危険区域の巡視等により、災害の予防に努めるものとする。

3 災害の防止対策

町長は、地すべり・がけ崩れ等の災害危険区域の災害発生を未然に防止するため、管理者又は所有者と協議し、必要に応じ応急措置を講ずるとともにその内容、実施すべき時期について定めるものとする。

4 警戒体制

(1) 警戒体制の基準

警戒体制は、「第2章 第2節 災害対策本部 別紙1 非常配備に関する基準及び職員の自主参集基準」によるものとする。

(2) 災害危険区域の巡視及び警戒

必要に応じ、建設課職員、各危険区域の自治会・町内会の住民及び事業所等は、気象警報及び各種気象情報の発表により当該危険区域を巡視及び警戒し、異常を発見した場合は、「第3章 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に基づき速やかに町等へ通報する。

5 避難救出

(1) 避難の勧告又は指示

町長は、当該危険区域に崩落等の危険があると認めるときは、当該区域住民等に警告し、「第5章 第4節 避難救出計画」に基づき、避難のための準備情報、立ち退きを勧告又は指示するとともに、その旨を速やかに道（釧路総合振興局）他の関係機関に通知しなければならない。

(2) 避難所

避難所は、「第5章 第4節 避難救出計画 別表第11 指定避難所」のとおりとする。

また、「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」の他、有効と思われる民間等の施設、建物がある場合は、当該施設、建物の管理者、所有者の協力を得て一時的な避難場所として指定するものとする。

第2節 港湾及び漁港等災害対策計画

1 目的

港湾及び漁港等において発生する船舶火災、油の流出、臨港地区における危険物施設等の火災に対処するため、災害予防、災害応急対策を計画的かつ迅速、適切に実施するため、具体的な事項について定めることを目的とする。

2 港湾及び漁港等防災対策の対象となる区域

- (1) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条に定める港湾区域及びその臨港地区
 - ・霧多布港港湾区域（港湾管理者：浜中町長）
- (2) 漁港法（昭和25年法律第137号）第2条に定める漁港区域
 - ・琵琶瀬漁港漁港区域（管理者：北海道知事）
 - ・散布漁港漁港区域（ " ）
 - ・榊町漁港漁港区域（ " ）
 - ・奔幌戸漁港漁港区域（ " ）
 - ・貫人漁港漁港区域（ " ）

3 関係機関の業務の大綱

港湾及び漁港等における防災対策を推進するため、各関係機関の実施する事項は、「第1章 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

- (1) 浜中町
 - ① 災害予防、消火活動、災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。
 - ② 関係機関相互の連絡調整に関すること。
 - ③ 港湾区域及び港湾施設等並びに漁港区域及び漁港施設等の良好な状態の維持に関すること。
 - ④ 災害情報の収集、伝達に関すること。
 - ⑤ 災害時における防疫活動の実施に関すること。
- (2) 釧路開発建設部（根室港湾事務所）
 - ① 港湾及び航路の直轄工事の計画、施行に関し、防災上留意すべき事項について十分配慮する。
- (3) 釧路総合振興局釧路建設管理部（厚岸出張所）

漁港及び航路の工事の計画、施行に関し、防災上留意すべき事項について十分配慮する。
- (4) 釧路海上保安部
 - ① 海上交通の安全を確保するため、航路標識の維持管理に関すること。
 - ② 災害時における救助、救援、消火活動及び船舶の避難誘導並びに救援物資、人員等の海上輸送に関すること。
- (5) 北海道運輸局（釧路運輸支局）

災害時における海上輸送の連絡調整及び港湾、漁港諸作業の調整に関すること。

(6) 釧路地方気象台

災害時及び災害が起きると予想される場合において必要とする予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の情報伝達に関すること。

(7) 釧路労働基準監督署

事業所等の労働災害の防止対策に関すること。

(8) 北海道（釧路総合振興局）

- ① 災害予防、災害応急対策の実施に関すること。
- ② 関係機関相互の連絡調整に関すること。
- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ④ 災害時における防疫活動の実施に関すること。

(9) 厚岸警察署

- ① 災害時における住民の避難誘導及び救助並びに犯罪の予防及び交通の規制等に関すること。
- ② 災害情報の収集及び治安の維持及び啓発、広報等に関すること。

(10) 東日本電信電話株式会社北海道支店（委任機関：株式会社NTT東日本-北海道釧路支店）

災害時における電報、電話の取扱い及びその確保に関すること。

(11) 北海道旅客鉄道株式会社（花咲運輸営業所厚岸駅）

災害時における人員輸送、救援物資等の鉄道、バス輸送の確保に関すること。

(12) 日本放送協会（釧路放送局）

災害時における避難情報、災害発生情報等の放送に関すること。

(13) 北海道電力株式会社（根室営業所）

災害時における電力の円滑な供給に関すること。

(14) その他の関係機関

- ① 港湾及び漁港関係施設の管理者
港湾及び漁港関係施設の災害予防、災害応急対策及び保安に関すること。
- ② 危険物保管等関係施設管理者
危険物の災害予防及び危険物の保安に関すること。
- ③ 北海道海難防止・水難救済センター浜中町救難所
港湾及び漁港等の防災対策に関すること。

4 重要警戒区域の設定

防災上の重要警戒区域は、港湾区域及び漁港区域とする。

5 予防計画

港湾及び漁港等における各種災害を未然に防止するため、各機関がとるべき処置は次のとおりとする。

(1) 浜中町（霧多布港湾管理者）、北海道（漁港管理者）

- ① 係留施設の維持管理
油他危険物等積載船舶の接岸、荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、係船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

- ② 火気及び立ち入り禁止の措置
大量の危険物等荷役中の警備及び監視を厳重にし、関係者以外の火気及び立ち入り禁止の徹底を図る。
 - ③ 化学消化剤等の共同備蓄と事業所相互の応援体制の確立及び指導
 - ④ 危険物等の荷役についての処置
 - (ア) 荷役に関する保安についての指導
 - (イ) 消火器具の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消化剤等の配備
 - (エ) 関係者以外の立ち入り禁止、火気厳禁の表示の徹底
 - ⑤ 資料及び情報の交換
入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。
- (2) 釧路海上保安部
- ① 調査
防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係調査を行う。
 - (ア) 港湾及び漁港の状況
 - (イ) 防災施設、機材等の種類、分布の状況等救助に必要な機材能力の基礎調査（ひき船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業等）
 - ② 研修訓練
平常業務を通じ、職員に対して防災に関する指導を行うとともに、随時次の訓練を行うほか、必要に応じ関係機関の行う訓練に参加し、又は参加を求めるものとする。
 - (ア) 捜索救助、物資の緊急輸送、油流出事故対策等の防災に関する訓練
 - (イ) 総合防災訓練
 - ③ 指導、啓発
防災に関し関係機関と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指導啓発する。
 - (ア) 海難防止運動、防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配付等
 - (イ) 在港船舶に対する臨船指導
 - ④ 海事関係法令の励行
日常業務において船舶に対する立入検査を実施して、海難の未然防止に努める。
- (3) 北海道運輸局釧路運輸支局
船舶職員法、船員法等乗組員に関する法令の遵守について監督指導する。
- (4) 北海道（釧路総合振興局）
- ① 町の港湾及び漁港等防災対策計画の樹立及び防災資機材の備蓄について指導する。
 - ② 町及び関係機関の行う予防対策の連絡調整にあたる。
- (5) 危険物関係施設の管理者
- ① 係留施設の維持管理
危険物積載船舶の岸壁荷役の安全を確保するため、岸壁及びその他付属施設（防舷材、係船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
 - ② 危険物の荷役についての処置
 - (ア) 荷役に関する保安の指導、監督

- (イ) 大量の危険物荷役中の嚴重な警備及び監視
- (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消化剤等の配備
- (エ) 消火器具及び設備の充実
- (オ) 関係者以外立ち入り禁止、火気厳禁の表示の徹底
- ③ 従業員の初期消火技術の研修訓練
- (6) 北海道海難防止・水難救済センター浜中町救難所
水難救助技術の研修及び訓練

6 資機材等の整備

港湾、漁港等における防災対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関は、化学消化剤、オイルフェンス等の資機材を整備するよう努めなければならない。

7 応急対策

港湾、漁港等における各種災害に対する応急対策は、「第5章 災害応急対策計画」に定めるもののほか、次によるものとする。

- (1) 浜中町
 - ① 情報の収集及び関係機関に対する連絡
港湾及び漁港等における災害の状況を把握するとともに関係機関に連絡する。
 - ② 救助、救出及び避難
 - (ア) 災害による人命の救助、救出を行う。
 - (イ) 災害の拡大を防ぐため特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のための立ち退きを勧告し、急を要する場合はこれらの者に対して避難のため立ち退きを指示する。
 - ③ 警戒区域の設定
危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
 - ④ 消防活動（釧路東部消防組合：浜中消防署）
 - (ア) 陸上施設の消火及び延焼防止を行う。
 - (イ) 海上及び係船中の船舶の消火活動は、釧路海上保安部と連絡を密にして行う。
 - (ウ) 火災現場においては、消防警戒区域を設定して、法令で定める以外の者に対してその退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。
 - ⑤ 応急資器材の調達、輸送
消化剤、オイルフェンス、油処理剤その他応急資器材の調達、輸送を行う。
 - ⑥ 応急措置
釧路海上保安部と連絡を密にして、流出油による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの利用、油除去剤の散布等応急措置をとる。
 - ⑦ 危険物施設に対する保安
火災発生のあるタンク等の冷却及び危険物を安全な場所へ移送、搬出を行う。

- ⑧ 防疫活動
 - 災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫活動の実施
- ⑨ 広報活動
 - 災害の状況、住民の避難、立ち入り禁止等適時適切な情報を広報する。
- ⑩ 応援要請等
 - (ア) 災害の状況に応じ、必要と認めた場合、住民を応急措置の業務に従事させる。
 - (イ) 災害の状況に応じ、必要と認めた場合、相互応援協定締結の事業所、他の市町村又は関係機関に対して応援を要請する。
 - (ウ) 災害の状況に応じ、北海道（釧路総合振興局）へ、自衛隊の派遣要請について要求する。
- (2) 釧路海上保安部
 - ① 災害の状況により、基本法第61条に基づき、漁船、船舶に対する避難勧告・指示及び避難誘導、救助を行う。
 - ② 消防活動
 - 消防機関と連絡を密にして、巡視船艇により消火及び延焼の防止を行う。
 - ③ 油の拡散防止及び回収、除去等
 - (ア) 関係船舶、船主、代理店、臨海工場等に対し、油流出防止処置、拡散防止処置及び除去について指導し、又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の定めるところにより除去を命ずる。
 - (イ) 流出油による急迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油除去剤の散布等の応急処置を行う。
 - (ウ) 油回収船による流出油の回収指導にあたる。
 - (エ) 事故船からの油類の抜き取り指導にあたる。
 - (オ) 流出油の漂着が予想される沿岸水域にオイルフェンス又は応急オイルフェンスの設置等の指導を行う。
 - (カ) 町及び個人、事業所等に対する自衛措置の指導にあたる。
 - (キ) 状況により事故船を移動させ、事故船付近の安全を図るとともに災害の拡大防止の措置をとる。
 - ④ 海上交通規制
 - (ア) 巡視船艇により危険海域の警戒整理にあたる。
 - (イ) 船舶交通の制限又は禁止を行うほか、必要に応じ出入港を規制する。
 - ⑤ その他
 - 臨港区域における災害で、海上からの応援が可能なときは巡視船艇により協力する。
- (3) 北海道運輸局釧路運輸支局
 - ① 海上輸送の連絡調整
 - 災害その他公共の安全の維持のため必要な場合は、運行业者に航路、船舶又は輸送すべき人員、物資を指定して公開命令を発する。
 - ② 港湾作業の調整
 - 災害救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、港湾運送業者等に対して公益命令を発して緊急貨物取り扱いの運送を行わせる。

(4) 釧路地方気象台

災害が発生した場合は、防災会議等の要請に基づき必要とする予報（注意報を含む）、警報並びに情報等を伝達する。

(5) 北海道（釧路総合振興局）

① 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾、漁港等における災害状況を把握するとともに関係機関に連絡する。

② 連絡調整

港湾、漁港等防災対策が円滑に推進するよう関係機関相互の連絡調整を行う。

③ 町に対する指示

被害の拡大防止等応急対策措置のため、町に対し必要な指示を行い又は他市町村の応援を指示する。

④ 自衛隊の派遣要請

災害の状況により又は町の要求により自衛隊の派遣を要請する。

⑤ 町に対する支援

災害の状況により、専門職員の派遣及び備蓄消化剤等の支給等を行う。

(6) 厚岸警察署

① 災害情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害警備上必要な情報を収集するとともに関係機関と連絡を密にし、必要に応じその情報を積極的に通報する。

② 救助、救出

災害による危険箇所、避難立ち退き地域などを巡視して、避難に遅れた者の発見、救助に努める。

また、負傷者は直ちに応急処置をし、状況により救護所等に搬送する。

③ 関係機関の行う船舶罹災者の救助、救出について、その作業に必要な地域の確保、交通規制、整理などを行い又は協力する。

④ 避難

(ア) 災害の発生により生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者等に対し、早期に自主避難を行うよう勧告する。

(イ) 急を要する場合においては、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のための立ち退きを指示する。（立ち退きを指示した場合は、町長に通知する。また、町長が立ち退きを指示した場合は、これに協力する。）

⑤ 警戒区域の設定

災害の発生により生命、身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対してその区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。（警戒区域を設定した場合は、町長に通知する。）

町長又は消防職（団）員が警戒区域を設定した場合は、これに協力する。

⑥ 道路交通規制

災害発生により道路における交通に危険が生ずるおそれがあるときは、一時歩行者又は車両の通行を禁止し、若しくは制限する。

⑦ 犯罪の予防、鎮圧

(ア) 避難した罹災者の留守家庭及び避難者収容所に対して必要に応じ警戒員を派遣するほ重点的な巡視を行う。

また、復旧物資をめぐる経済事犯の取り締まり、物資集積所における盗難などの予防、検挙等にあたり、被災地域の治安を維持する。

(イ) 被災地における補償その他利害関係に基づく対立紛争事案に対しては、その情報を収集し、関係機関に通報して事故防止にあたる。

⑧ 危険物施設に対する治安

(ア) 石油、火薬などの危険物については、災害を拡大するおそれ大きいので、その施設周辺の立ち入り禁止、付近住民等の避難のほか危険防止措置を講じる。

(イ) 関係機関の行う保安措置について積極的に支援、協力する。

⑨ 広報活動

警備上必要な災害の状況、住民等の避難、立ち入り禁止、交通規制等その他治安維持に必要な事項について広報を行う。

(7) 釧路総合振興局保健環境部（釧路保健所）

災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫を行う。

(8) 東日本電信電話株式会社北海道支店（委任機関：株式会社NTT東日本-北海道釧路支店）

① 災害時における非常及び緊急通話の取り扱い並びにその実施

② 災害時において、必要に応じて電話及び電報の利用を制限し、重要通信の確保を図る。

(9) 日本放送協会（釧路放送局）

人心の安定のための災害時における災害救助、復旧の状況を適時放送する。

(10) 北海道電力株式会社（根室営業所）

災害時における家庭、事業所等への電力の円滑な供給を図る。

(11) その他の団体

① 港湾、漁港施設の管理者

(ア) 災害時における港湾、漁港関係施設の保全に万全を期する。

(イ) 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに自衛消防力を持って初期消火等に努める等適切な措置を講ずる。

(ウ) 災害時において、自己の事業所等に災害の発生若しくはそのおそれがない場合において、他の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに応じるものとする。

② 危険物関係施設の管理者

(ア) 災害時における危険物の保安に万全を期する。

(イ) 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに自衛消防力を持って初期消火等に努める等適切な措置を講ずる。

(ウ) 災害時において、自己の事業所等に災害の発生又はそのおそれがない場合において、相互応援協定締結の事業所又は関係機関から応援を求められた場合は、直ちに応じるものとする。

(12) 北海道海難防止・水難救済センター浜中町救難所

災害時において、自ら又は関係機関の求めに応じて水難者の救助を行う。

8 災害に対する体制

港湾、漁港における災害に対処する体制は、次のとおりとする。

(1) 港湾区域、漁港区域、臨港区域において大規模な船舶火災が発生し、総合的な応急対策の実施が必要な場合は、町の防災会議が中心となり災害対策を推進するものとする。

この場合、災害に関係のある機関（民間の事業所等も含む。）の代表者をもって組織する連絡機関を設けて防災に対する連絡調整を行うものとする。

(2) 港湾区域内における船舶の火災については、昭和43年3月29日海上保安庁長官と消防庁長官との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、昭和59年7月31日釧路海上保安部長と釧路東部消防組合消防長との間に締結された船舶消火に関する業務協定により対処するものとする。

9 相互応援計画

(1) 災害時においては、各関係機関相互又は企業間相互で必要に応じて応援し合うものとし、応援協定のある場合はそれに従うものとする。

(2) 自衛隊の派遣は、北海道地域防災計画の「自衛隊派遣要請計画」に基づき町から知事（釧路総合振興局）へ要請を要求するものとする。

(3) 危険物関係施設及び港湾、漁港関係施設の管理者並びに北海道海難防止・水難救済センター浜中町救難所は、港湾等防災対策上関係機関から要請があった場合は、保有する諸資機材等をもってこれに協力する。

10 防災訓練

町防災会議は、港湾、漁港等における災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と協力して港湾等防災対策訓練を行うものとする。